

【公共事業改革基本法（試案）】の概要

提案の趣旨

我が国の大型公共事業は、道路、ダム、埋立事業等、公共性の名の下で大規模開発として実施され、貴重な自然環境を破壊したばかりか、地域の生活や文化の少なからぬ破壊を招いてきた。いわゆる政・官・業癒着構造の下で、ひとたび公共事業が計画されれば、時代の要請にそぐわなくとも後戻りすることなく進められ、時代の変化に伴う事情変更に応じた後戻り手続も存在しなかった。東日本大震災・福島第一原発事故という災禍を機に改めて公共工事の在り方が問われている現在、公共事業の合理性、自然生態系との調和、手続の透明性の向上と情報公開・市民参加の保障という観点から、無駄な公共事業について実効性のある見直し手続を定める必要があるので、本法案を提起するものである。

主な内容

1 情報公開の保障

(1) 情報公開保障の原則

公共事業上位計画案を作成する行政機関及び公共事業実施機関は公共事業に関する情報を積極的に公表するとともに、市民はその情報を知る権利を有し、その権利が十分に尊重される。

(2) 情報公開の方法

公共事業上位計画案、事業実施計画案、対応方針決定等については、広く市民の意見を求めるため、公告・縦覧に供するとともに、インターネット上で公表しなければならない。

(3) 情報の保存・公表義務

公共事業実施機関は、費用便益分析の算定に係る条件設定データを含む公共事業に関するすべての情報の保存と公表の義務を負う。

(4) 情報公開法 5 条の「不開示情報」との関係

情報公開法 5 条の適用に当たっては、同条の「不開示情報」が記録されている場合であっても、開示請求者に対し、原則として開示されなければならない。

2 市民参加の保障

(1) 市民参加保障の原則

市民は、その意思が反映されることを目的として意見を述べ、又は提案するという市民参加の権利を有し、その権利が十分に尊重される。

(2) 市民参加の方法

市民は、公共事業上位計画案、公共事業の評価及び計画決定等に関する説明会や公聴会に参加し、又は意見書の提出により、意見を表明すること

ができる。

公共事業上位計画案を作成する行政機関又は公共事業実施機関はこれに応答する義務を負い、できるかぎり市民の意見を事業に反映させるよう努める義務を負うものとする。また、説明会や公聴会の参加者予定者又は参加者に賛成又は反対の意見を述べるよう不当に働き掛ける「ヤラセ行為」は禁止する。

(3) 公聴会

公聴会においては、公述人は公共事業上位計画案を作成する行政機関又は公共事業実施機関との間での質疑討論及び公述人相互間での双方向性の質疑討論を行う。

(4) 市民監察委員会

一般からの公募も含め幅広い分野から人選して設置される市民監察委員会は、特定の公共事業に係る評価及び事業の見直しについて審議し意見を述べ、独立・中立の第三者機関としての公共事業評価審査委員会は、その意見を尊重して公共事業実施機関に対し勧告をする。

3 環境保全優先性

(1) 環境保全優先性の要件適合性

公共事業は、必要性、効率性、有効性、公平性、技術的可能性の各要件と併せて、環境保全優先性（当該事業の実施及びその評価に当たって、良好な環境の保全について優先的に配慮し、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずること）の要件に適合するものでなければならない。

(2) 環境等の価値の評価

貨幣価値に換算できない環境等の価値の評価については、当該公共事業の実施による影響を列挙して、それを定性的に評価し、総合的評価における最終的判断材料に加えなければならない。

4 公共事業上位計画案に関する審議会の改革

(1) 審議会委員の選任

公共事業推進を担う立場にある中央省庁の官僚OBや特別な利害関係を有する者は原則として審議会委員に選任してはならない。

(2) 審議会の公開

審議会の会議を公開し、発言者名を明記した議事録をインターネット上で公表する。

5 地方分権化による国と地方公共団体の役割分担

(1) 国等の実施する公共事業

国又は独立行政法人等が公共事業を実施する場合においては、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定する。

(2) 地方公共事業の実施する公共事業

地方公共団体は、地域における行政の自主的かつ総合的な公共事業として上記以外の事業を実施する。

6 独立・中立の公共事業評価審査委員会

(1) 公共事業評価審査委員会の設置

公共事業実施機関の行う評価等を審査するために、独立・中立の「第三者機関」としての「公共事業評価審査委員会」を内閣府設置法49条3項の規定に基づき設置する。

(2) 公共事業評価審査委員会の所掌事務

公共事業評価審査委員会は、公共事業実施機関による 計画策定段階評価、再評価、事後評価の各評価の内容等に関して審査して勧告するほか、既存の公共事業の全面的見直しや、公共事業上位計画を作成する行政機関及び公共事業実施機関に対する公共事業の改革に関する勧告等の広範な任務を担う。

7 公共事業の評価等に関する手続

(1) 公共事業の評価

公共事業実施機関は、 計画策定段階評価、 再評価、 事後評価の各評価を行い、その都度、評価書を作成して公表した上、計画決定、計画変更、中止、継続、改善措置等の対応方針の案について、公共事業評価審査委員会の審査を受けなければならない。

(2) 公共事業評価審査委員会の勧告

公共事業評価審査委員会は、評価の内容、対応方針の案、市民の意見等を基に審査し、公共事業実施機関に対し、対応方針に関する勧告をする。

(3) 対応方針の決定

公共事業実施機関は、公共事業評価審査委員会の勧告に基づいて対応方針を決定する。

8 費用便益分析

(1) 費用便益分析の策定と審査

公共事業実施機関は、費用便益分析を含む評価手法を策定しなければならない。公共事業評価審査委員会は、公共事業実施機関の行った費用便益分析を点検してその妥当性を審査し、必要と認めるものについては独自に費用便益分析を行う。

(2) 費用便益分析マニュアル

費用便益分析は、公共事業評価審査委員会の作成する費用便益分析マニュアルに基づいて行い、公共事業評価審査委員会は、科学的な知見を最大限活用して、事業種類ごとに費用便益分析マニュアルを作成するものとする。

(3) 費用便益比

費用便益比は、少なくとも 1 を上回らなければならない。その具体的数値は、公共事業の種類に応じて定める。

9 公共事業の中止に伴う措置

(1) 補助金等の返還義務免除

補助事業である公共事業において、既に補助事業者等に補助金等が交付されている場合に、事業の中止決定がなされたときは、補助事業者等は、原則として補助金等を返還することを要しない。

(2) 中止による損失補償

公共事業実施機関は、公共事業を中止又は変更したときは、それによって損失を受けた者に対し、原則として原状回復義務を負い、その損失を補償するとともに、生活の基礎を失うこととなる者について、生活再建策のあっせんをしなければならない。

10 争訟手続

(1) 行政機関に対する不服申立て

公共事業実施機関による事業の計画決定や継続決定等の対応方針の決定に不服のある者は、当該決定書の縦覧期間の最終日の翌日から起算して 60 日以内に、所定の行政機関に対し不服を申し立てることができる。

(2) 抗告訴訟

公共事業実施機関による事業の計画決定や継続決定等の対応方針の決定に不服のある者は、上記不服申立てに対する決定に対し、裁判所に対し取消しの訴えを提起することができる。

以上